

鹿児島市総合教育会議会則（案）

（総則）

第1条 この会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、鹿児島市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について、定めるものとする。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議し、又は調整すべき事項（以下「議題」という。）を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知の内容を公表するものとする。ただし、これを公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、第1項の通知の内容を変更した場合又は会議を中止した場合について準用する。

（会議の非公開）

第3条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。

（議題）

第4条 議題は、市長又は教育委員会が提案するものとする。

（議事録）

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とされた会議の議事録については、公表しないことができる。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、休憩及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）及び意見聴取者の氏名
- (3) 協議又は調整に係る内容及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

（庶務）

第6条 会議の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。

（会議の傍聴）

第7条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始予定時刻の10分前までに、受付において、傍聴人名簿にその住所及び氏名を記載し、市長の許可を受けなければならない。

2 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) その他傍聴をさせることが不相当と認められる者

3 市長は、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限することができる。

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表わさないこと。

(4) 許可を受けた場合を除き、撮影又は録音をしないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) その他議事の妨害となる行為をしないこと。

5 市長は、傍聴人が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、退場を命じることができる。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この会則は、平成27年5月19日から施行する。